



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 条例

- *101 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)
- *102 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)
- *103 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (環境管理課)
- *104 和歌山県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例 (県民生活課)
- *105 和歌山県消費生活条例の一部を改正する条例 (")
- *106 和歌山県国民健康保険調整交付金条例 (国民健康保険課)
- *107 和歌山県熊野川小口キャンプ村設置及び管理条例の一部を改正する条例 (観光振興課)
- *108 緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例 (定住促進課)
- *109 和歌山県屋外広告物条例の一部を改正する条例 (都市政策課)
- *110 和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (")
- *111 和歌山下津港入港料条例の一部を改正する条例 (管理整備課)
- *112 和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例 (教育委員会)
- *113 和歌山県金属くず業条例の一部を改正する条例 (警察本部)
- *114 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)
- *115 和歌山県公害防止条例の一部を改正する条例 (環境管理課)

公布された条例のあらまし

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴う地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、規定の整備をしました。(第8条関係)

2 施行期日

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日から施行します。

◇和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県民税の法人税割の税率の特例措置を5年延長することとしました。(附則第14項の3関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

打田町、粉河町、那賀町、桃山町及び貴志川町の合併に伴い、規定の整備をしました。(第2条関係)

2 施行期日

平成17年11月7日から施行します。

◇和歌山県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

1 条例概要

交通安全対策基本法施行令の一部改正に伴い、規定の整備をしました。(第4条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県消費生活条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費者保護基本法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備をしました。

- (1) 消費者の利益の擁護及び増進に関し基本理念を定めました。(第1条の2関係)
- (2) 消費生活の安定及び向上を図るための施策に関し、市町村との連携を定めました。(第3条関係)
- (3) 事業者に対し、期間を定めて、商品等が安全であることの根拠を示す資料の提出を求め、当該事業者が資料の提出をしないときは、危険な商品等と推定することとしました。(第6条関係)
- (4) 事業者に対し、期間を定めて、不当な取引行為でないことの根拠を示す資料の提出を求め、当該事業者が資料の提出をしないときは、不当な取引行為と推定することとしました。(第18条関係)
- (5) 消費生活に関する情報を収集し、消費者に情報提供することとしました。(第18条の2関係)
- (6) 消費者教育及び消費者啓発を推進することとしました。(第18条の3及び第18条の4関係)
- (7) 県民は、条例に違反する事業活動が行われ、消費者の権利が侵害されているときは、知事に申し出ることができることとしました。(第23条関係)

2 施行期日

平成18年1月1日から施行します。

◇和歌山県国民健康保険調整交付金条例

1 条例概要

国民健康保険法第72条の2第1項の規定に基づき、和歌山県国民健康保険調整交付金について、必要な事項を定めました。

- (1) 調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金とします。(第2条関係)
- (2) 普通調整交付金及び特別調整交付金の交付方法を定めました。(第2条関係)
- (3) 普通調整交付金及び特別調整交付金の交付総額を定めました。(第2条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

3 経過措置

平成17年度の普通調整交付金及び特別調整交付金の交付総額の特例を定めました。(附則第2項及び第3項)

◇和歌山県熊野川小口キャンプ村設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

新宮市及び熊野川町の合併に伴い、規定の整備をしました。(第2条及び第3条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

市町村合併による住所表示の変更に伴い、規定の整備をしました。(別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県屋外広告物条例の一部を改正する条例

1 条例概要

打田町、粉河町、那賀町、桃山町及び貴志川町の合併に伴い、規定の整備をしました。(別表関係)

2 施行期日

平成17年11月7日から施行します。

◇和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

- (1) 建築基準法の一部改正に伴い、引用条文の改正をしました。(第1条及び第16条関係)
- (2) 建築基準法の一部改正に伴い、罰金額の上限を改正しました。(第17条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、1の(2)は、平成17年12月1日から施行します。

◇和歌山下津港入港料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

港湾法の一部改正に伴い、規定の整備をしました。(第5条関係)

2 施行期日

平成17年11月1日から施行します。

◇和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県立古佐田丘中学校及び和歌山県立田辺中学校を設置することとしました。(第1条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県金属くず業条例の一部を改正する条例

1 条例概要

- (1) 金属くず商の許可の単位を営業所単位から県単位に改めることとしました。(第3条関係)
- (2) 金属くず商の許可証について、3年ごとの更新手続を廃止することとしました。(第6条関係)
- (3) 金属くず商の許可証の変更届出書の提出期限を10日から14日に改正しました。(第9条関係)
- (4) 金属くずの売買等について、帳簿への記載に代えて電磁的方法による記録を認めることとしました。(第12条関係)
- (5) 帳簿の検印及び帳簿の棄損届等を廃止することとしました。(第12条関係)
- (6) 金属くず行商の行商の証について、3年ごとの検認を廃止することとしました。(第21条関係)
- (7) 金属くず行商の届出事項に係る変更があったときは、変更の届出義務を課すこととしました。(第24条関係)
- (8) 金属くず行商に対し、取引における身分確認義務及び帳簿記載義務を課すこととしました。(第25条関係)

2 施行期日

平成18年1月1日から施行します。

◇和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

警備業法の一部改正に伴う警備業務に係る検定の合格証明書の手数料等を定めるとともに、金属くず商の許可の申請の審査等に係る手数料の改定等を行いました。改正の主な内容は、次のとおりです。

(1) 警備業務関係

ア 検定

警備業法第2条第1項第1号の警備業務	1件	23,000円→16,000円
警備業法第2条第1項第2号の警備業務(国家公安委員会規則で定めるものに限る。)	1件	22,000円→14,000円
警備業法第2条第1項第2号の警備業務(前記を除く。)	1件	22,000円→13,000円
警備業法第2条第1項第3号の警備業務	1件	23,000円→16,000円
合格証明書の交付(新設)	1件	10,000円
合格証明書の書換え(新設)	1件	2,200円
合格証明書の再交付(新設)	1件	2,000円
イ 警備業の認定証の再交付	1件	2,100円→2,000円
ウ 講習		
警備員指導教育責任者講習	1件	37,000円→講習1時間 1,200円
警備員指導教育責任者資格者証・機械警備業務管理者資格者証の書換え	1件	2,100円→2,000円
警備員指導教育責任者資格者証・機械警備業務管理者資格者証の再交付		

	1件	1,900円→	1,800円
警備員の指導及び教育に関する講習(新設)	1件		5,000円
(2) 建築基準法に基づく1の建築物を2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の認定又は変更申請の審査(新設)	1件		27,000円
(3) 金属くず商関係			
ア 許可申請の審査	1件	8,500円→	12,000円
イ 許可証の再交付	1件	700円→	1,300円
ウ 許可証の書換え(新設)	1件		1,500円

2 施行期日

1の(1)は平成17年11月21日から、1の(2)は公布の日から、1の(3)は平成18年1月1日から施行します。

◇和歌山県公害防止条例の一部を改正する条例

1 条例概要

石綿の粉じんの排出又は飛散を防止するため、石綿に関する規制を行うとともに、所要の改正を行いました。

- (1) 石綿の粉じんを排出し、又は飛散させる作業のうち、大気汚染防止法による規制対象とならないもので規則で定めるもの(以下「石綿排出等作業」といいます。)を伴う建設工事(以下「特定工事」といいます。)を施工する者に対し、作業基準の遵守義務を設けました。(第35条の2関係)
- (2) 特定工事を施工しようとする者に対し、石綿排出等作業の開始14日前までに知事に届け出る義務を設けました。(第35条の3関係)
- (3) 知事は、届出のあった石綿排出等作業が作業基準に適合しないときは、計画の変更を命ずることができることとしました。(第35条の4関係)
- (4) 知事は、特定工事を施工する者が石綿排出等作業について、作業基準を遵守していないときは、作業基準に従うこと又は作業の一時中止を命ずることができることとしました。(第35条の5関係)
- (5) 石綿の粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で規則で定めるものが使用されている建物の所有者に対し、大気中に石綿の粉じんが排出され、又は飛散するおそれがあるときは、防止する努力義務を設けました。(第35条の7関係)
- (6) 石綿を含む建築材料が使用されている建築物の解体等の作業を行う事業者に対し、作業により大気中に石綿の粉じんが排出され、又は飛散するおそれがあるときは、防止する努力義務を設けました。(第35条の8関係)

2 施行期日

平成17年11月1日から施行します。

条 例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月7日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第101号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年和歌山県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

附 則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成17年法律第50号)の施行の日から施行する。

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月7日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第102号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第14項の3中「平成18年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月7日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第103号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表15の項中「各町村」を「紀の川市及び各町村」に改める。

附 則

この条例は、平成17年11月7日から施行する。

和歌山県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月7日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第104号

和歌山県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

和歌山県交通安全対策会議条例（昭和45年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県消費生活条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月7日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第105号

和歌山県消費生活条例（平成8年和歌山県条例第47号）の一部を次のように改正する。

目次中「消費生活の安全」を「消費者の権利の確立」に、「危害の防止」を「安全の確保」に、「第3

「第3節 不当な取引行為の禁止等（第18条）」

- 節 不当な取引行為の禁止 (第18条)」を
- 第4節 情報の提供の推進 (第18条の2)
 - 第5節 消費者教育及び消費者啓発の推進 (第18条の3・第
 - 第6節 消費者の苦情の処理等 (第18条の5 - 第18条の8)

に、「消費生活における環境等への配慮 (第19条)」を「削除」に、「消費者啓発の推進」18条の4)

を「知事への申出」に、「消費者苦情の処理等」を「消費者団体の自主的な活動の促進」に、「勧告」を「調査」に、「第40条・第41条」を「第40条 - 第42条」に改める。

第1条中「消費者の利益の擁護及び増進並びに経済社会や環境に及ぼす影響に配慮した健全な消費生活の促進に関し」を「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、基本理念を定め」に、「定め、もって」を「定めることにより、」に、「安定と」を「安定及び」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

(基本理念)

第1条の2 県民の消費生活における利益の擁護及び増進は、県、事業者及び消費者が相互に協力し、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利 (以下「消費者の権利」という。) を確立するとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本とするものとする。

- (1) 消費者の安全が確保される権利
- (2) 消費生活に係る商品及び役務 (以下「商品等」という。) について、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利
- (3) 消費生活において必要な情報が適正かつ迅速に提供される権利
- (4) 消費者教育を受ける機会が提供される権利
- (5) 消費者の意見が県の施策に反映される権利
- (6) 消費生活において商品等により被った不当な被害から適正かつ迅速に救済される権利

第2条第1項中「総合的」を「前条に規定する基本理念 (以下「基本理念」という。) にのっとり、県民の協力の下に総合的に、「安定と」を「安定及び」に、「ものとする」を「責務を有する」に改め、同条第2項中「安定と」を「安定及び」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 県は、消費生活の安定及び向上を図るための施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全に努めなければならない。

第3条及び第4条を次のように改める。

(市町村との連携)

第3条 県は、市町村が行う消費生活の安定及び向上を図るための施策の策定及び実施について、必要な情報の提供及び協力を行うものとする。

2 県は、消費生活の安定及び向上を図るための施策の実施について、市町村の協力を求めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、消費者の権利を守り、常に法令を遵守するとともに、基本理念にかんがみ、商品等の供給に当たっては、消費者の安全の確保、適正な計量及び表示の実施、取引の適正化等必要な措置を講じ、並びに県及び市町村が実施する消費生活の安定及び向上を図るための施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、商品等の供給に当たっては、消費者の知識、経験その他の状況に配慮するよう努めなければならない。

3 事業者は、消費者からの商品等に関する苦情（以下「消費者の苦情」という。）を適切かつ迅速に処理するとともに、消費者の意見を事業活動に反映させるよう努めなければならない。

4 事業者は、その事業活動に関して、環境への負荷の低減その他環境の保全に努めなければならない。

第5条中「安定と」を「安定及び」に改め、同条に次の1項を加える。

2 消費者は、消費生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に努めなければならない。

「第2章 消費生活の安全」を「第2章 消費者の権利の確立」に改める。

「第1節 危害の防止」を「第1節 安全の確保」に改める。

第6条第1項中「認定した」を「認める」に、「勧告」を「指導し、又は勧告」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 知事は、事業者の供給する商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼさず、又は及ぼすおそれがないことの合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第1項の規定の適用については、当該商品等は、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある商品等であると推定するものとする。

第6条第3項中「勧告」を「指導又は勧告」に、「その旨の周知を図る」を「規則で定めるところにより、情報を提供する」に改める。

第7条中「試験、検査その他」を削る。

第15条第3項中「公示」を「告示」に改める。

第16条第2項中「勧告」を「指導し、又は勧告」に改める。

第17条第1項中「の管理者」を「を管理する事業者」に、「管理者の」を「その」に改め、同条第2項中「の管理者」を「を管理する事業者」に、「当該管理者」を「当該事業者」に、「勧告」を「指導又は勧告」に改める。

第3節の節名中「禁止」を「禁止等」に改める。

第18条の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同条第2項中「勧告することができる」を「指導し、又は勧告するものとする」に改め、同条第3項中「第1項の規則を」を「不当な取引行為を規則で」に、「当該規則」を「不当な取引行為」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 知事は、事業者が不当な取引行為を行っているか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該取引行為が不当な取引行為でないことの合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第1項

の規定の適用については、当該取引行為は、不当な取引行為であると推定するものとする。

第2章に次の3節を加える。

第4節 情報の提供の推進

(情報の提供)

第18条の2 知事は、この条例の他の規定に定めるもののほか、県民の消費生活の安定及び向上を図り、消費者被害の発生及び拡大を防止するため、消費生活に関する情報を収集し、消費者に必要な情報を提供するものとする。

第5節 消費者教育及び消費者啓発の推進

(消費者教育の推進)

第18条の3 県は、消費生活について学習する機会が広く求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において、消費者教育が充実されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(消費者啓発の推進)

第18条の4 県は、消費者が自ら消費生活の安定及び向上を図ることができるよう、消費生活に関する知識の普及、情報の提供等啓発活動を推進するものとする。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、若年者及び高齢者に配慮するほか、消費者の特性に配慮するものとする。

第6節 消費者の苦情の処理等

(消費者の苦情の処理)

第18条の5 知事は、消費者の苦情の申出があったときは、速やかに当該消費者の苦情を解決するために必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の措置を講ずるため必要があると認めるときは、同項に規定する申出のあった消費者の苦情に係る事業者その他の関係者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、市町村が行う消費者の苦情の処理について、必要に応じ、情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

4 知事は、市町村が行う消費者の苦情の処理について、当該処理が高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とし、当該市町村において適切に処理することが困難であるとして当該市町村から要請を受けたときは、必要に応じ、消費者の苦情の処理のあっせん等を行うものとする。

(消費者の苦情に係るあっせん又は調停)

第18条の6 知事は、申出のあった消費者の苦情のうち、解決が困難であると認められるものについて、和歌山県消費生活審議会によるあっせん又は調停に付することができる。

(訴訟費用等の援助)

第18条の7 知事は、消費者が商品等又はその取引によって受けた被害に関し、事業者を相手とする訴訟を提起するときは、規則で定めるところにより、当該訴訟を提起する消費者に対し、当該訴訟に要する費用に充てる資金の貸付け及び当該訴訟を維持するために必要な資料の提供等を行うことができる。

(貸付金の返還等)

第18条の8 前条の規定により訴訟に要する費用に充てる資金の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了し

たときは、規則で定めるところにより、貸付けを受けた資金(以下「貸付金」という。)の全額を返還しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認める者に対しては、規則で定めるところにより、貸付金の全部又は一部の返還を猶予し、又は免除することができる。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第19条 削除

第21条第2項中「勧告」を「指導し、又は勧告」に改める。

第5章及び第6章を次のように改める。

第5章 知事への申出

(知事への申出)

第23条 県民は、この条例の定め違反する事業活動が行われ、又はこの条例に定める措置がとられていないことにより、消費者の権利が侵され、又は侵されるおそれがあるときは、知事に対してその旨を申し出て、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による申出があった場合は、その内容を調査し、その申出に理由があると認めるときは、この条例に基づいて適切な措置をとるものとする。

第6章 消費者団体の自主的な活動の促進

(消費者団体の自主的な活動の促進)

第24条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

第25条から第27条まで 削除

第28条中「安定と」を「安定及び」に、「第25条」を「第18条の6」に改める。

第29条第5項中「第25条」を「第18条の6」に改め、「(以下「部会」という。)」を削り、同条第6項中「部会」を「前項に規定する消費者苦情処理部会」に改め、同条に次の1項を加える。

- 7 第5項に規定する消費者苦情処理部会のほか、必要があると認めるときは、他の部会を置くことができる。

第8章の章名中「勧告」を「調査」に改める。

第38条第1項中「勧告」を「指導若しくは勧告」に改める。

第39条第1項中「勧告」を「指導又は勧告」に、「その旨」を「当該事業者の氏名又は名称、住所又は所在地その他必要な事項」に改める。

第40条中「安定と」を「安定及び」に改める。

第41条を第42条とし、第40条の次に次の1条を加える。

(国への措置要求)

第41条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、必要があると認めるときは、国に対し、意見を述べ、又は必要な措置をとるよう求めるものとする。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

和歌山県国民健康保険調整交付金条例をここに公布する。

平成17年10月7日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第106号

和歌山県国民健康保険調整交付金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第72条の2第1項の規定に基づき、和歌山県国民健康保険調整交付金(以下「調整交付金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(調整交付金の種類等)

第2条 調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金とする。

2 普通調整交付金は、国民健康保険を行う市町村及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)が運営する国民健康保険事業の財政の安定を図るため、国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令(昭和34年政令第41号)第4条の2第1項第1号に掲げる事項を勘案して、知事が別に定めるところにより交付する。

3 特別調整交付金は、市町村等における国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業の実施状況その他国民健康保険の財政に影響を与える特別な事情を勘案して、知事が別に定めるところにより交付する。

4 普通調整交付金の総額は、調整交付金の総額の7分の6に相当する額とする。

5 特別調整交付金の総額は、調整交付金の総額の7分の1に相当する額とする。

6 普通調整交付金の総額が、第2項の規定により各市町村等に対して交付すべき額の合計額を超えるとときは、その超過額は、特別調整交付金の総額に加算し、同項の規定により各市町村等に対して交付すべき額の合計額に満たないときは、その不足額は、特別調整交付金の総額を減額してこれに充てるものとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、調整交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年度における普通調整交付金の総額は、第2条第4項の規定にかかわらず、調整交付金の総額の5分の4に相当する額とする。

3 平成17年度における特別調整交付金の総額は、第2条第5項の規定にかかわらず、調整交付金の総額の5分の1に相当する額とする。

和歌山県熊野川小口キャンプ村設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月7日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第107号

和歌山県熊野川小口キャンプ村設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県熊野川小口キャンプ村設置及び管理条例(平成11年和歌山県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「東牟婁郡熊野川町」を「新宮市」に改める。

第3条第1項中「熊野川町」を「新宮市」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月7日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第108号

緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例

緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例(平成15年和歌山県条例第82号)の一部を次のように改正する。

別表花園緑の雇用担い手住宅の項中「花園村大字梁瀬」を「かつらぎ町大字花園梁瀬」に改め、同表熊野川緑の雇用担い手住宅の項中「東牟婁郡熊野川町九重」を「新宮市熊野川町九重」に改め、同表熊野川第2緑の雇用担い手住宅の項中「東牟婁郡熊野川町日足」を「新宮市熊野川町日足」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月7日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第109号

和歌山県屋外広告物条例の一部を改正する条例

和歌山県屋外広告物条例(昭和59年和歌山県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表中「野上町 打田町 粉河町 那賀町 桃山町 貴志川町」を「紀の川市 野上町」に改める。

附 則

この条例は、平成17年11月7日から施行する。

和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月7日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第110号

和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

和歌山県建築基準法施行条例(平成13年和歌山県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第103条」を「第105条」に改める。

第16条中「第85条第4項」を「第85条第5項」に改める。

第17条第1項中「20万円」を「50万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第1項の改正規定は、平成17年12月1日から施行する。

和歌山下津港入港料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月7日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第111号

和歌山下津港入港料条例の一部を改正する条例

和歌山下津港入港料条例(昭和52年和歌山県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(入港届)」に改め、同条中「規則で定める入港通知書」を「港湾法施行規則(昭和26年運輸省令第98号)第15条第2項に規定する様式による入港届」に改める。

附 則

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月7日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第112号

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例(昭和31年和歌山県条例第67号)の一部を次のように改正する。

第1条の表を次のように改める。

校 名	位 置
和歌山県立古佐田丘中学校	橋本市古佐田四丁目10番1号

和歌山県立向陽中学校	和歌山市太田127
和歌山県立田辺中学校	田辺市学園1番71号

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県金属くず業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月7日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第113号

和歌山県金属くず業条例の一部を改正する条例

和歌山県金属くず業条例(昭和32年和歌山県条例第66号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第3条」を「第3条第1項」に改め、同条第3項中「第21条」を「第20条」に、「した者」を「したものに」改める。

第3条を次のように改める。

(金属くず商の許可)

第3条 金属くず商になろうとする者は、公安委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を公安委員会に提出しなければならない。この場合において、当該許可申請書には、公安委員会規則(以下「規則」という。)で定める書類を添付しなければならない。

(1) 本籍、住所、氏名及び生年月日(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者及び役員住所、氏名及び生年月日)

(2) 営業所の名称及び所在地

第4条中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第2号中「第19条」を「第18条第2項又は第3項」に改め、同条第4号中「及び」を「又は」に改め、同条第6号中「能力」を「行為能力」に改め、「又は禁治産者」を削り、同条第7号を次のように改める。

(7) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

第4条第8号中「業務を行う」を削る。

第6条第1項中「第3条」を「第3条第1項」に、「公安委員会規則(以下「規則」という。)」を「規則」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第8条第1項中「その日から10日以内に」を「遅滞なく、」に改め、同条第2項中「合併による」を「合併又は分割(以下「合併等」という。)による」に、「合併後」を「合併等の後に」に、「合併により」を「合併等により」に、「その日から10日以内に」を「遅滞なく、」に改める。

第9条を次のように改める。

(変更の届出)

第9条 金属くず商は、第3条第2項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定める事項を記載した届出書を変更があった日から14日（当該変更が法人の名称、主たる事務所の所在地又は代表者若しくは役員の名若しくは住所に係るものである場合にはあっては、20日）以内に、公安委員会に提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

2 前項の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、許可証の書換えを受けなければならない。

第10条を削る。

第11条第2項を削り、同条を第10条とする。

第12条第1項中「主要食糧購入通帳等」を「運転免許証、国民健康保険被保険者証等」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(帳簿への記載等)

第12条 金属くず商は、金属くずの売買等をしたときは、その都度、営業所ごとに、次に掲げる事項を帳簿に記載し、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録をしておかなければならない。

- (1) 取引の年月日
- (2) 金属くずの品目、数量及び特徴
- (3) 相手方の住所、氏名、職業、年齢及び特徴
- (4) 前条第1項の規定により行った確認の方法

2 金属くず商は、前項の帳簿を最終の記載をした日から3年間営業所ごとに備え付け、又は前項の電磁的方法による記録をした日から3年間営業所において直ちに書面に表示することができるようにして保存しておかなければならない。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

第15条第1項中「及び」を「又は」に改め、同条を第14条とし、第16条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

第17条の次に次の1条を加える。

(監督処分)

第18条 公安委員会は、金属くず商又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反し、又はその金属くずの売買等に関し他の法令の規定に違反した場合において、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該金属くず商に対し、その業務の適正な実施を確保するため、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 公安委員会は、金属くず商若しくはその代理人等がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反し、若しくはその金属くずの売買等に関し他の法令の規定に違反した場合において盗品等の売買等の防止若しくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき又は金属くず商若しくはその代理人等がこの条例に基づく処分（前項の規定による指示を含む。）に違反したときは、その許可を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて、その営業の全部若しくは一部の停止を

命ずることができる。

3 公安委員会は、金属くず商について、次の各号のいずれかの事実が判明したときは、第3条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 刑法第2編第36章又は第39章に定める罪を犯して懲役以上の刑に処せられたこと。
- (2) 古物営業法第3条の規定に違反して許可を受けないで同法第2条第2項第1号又は第2号に規定する古物営業を営んだことにより刑に処せられたこと。
- (3) 第4条第5号から第8号までに掲げる者のいずれかに該当していること。

第19条を削る。

第20条第1項中「前条」を「前条第2項及び第3項」に改め、同条第2項中「前条の規定による処分に係る」を「前項の」に改め、同条を第19条とする。

第21条中「事項を」の次に「記載した届出書を」を加え、「届け出」を「提出し」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該届出書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

第21条を第20条とする。

第22条第1項中「規定による届出」を「届出書」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同条を第21条とし、第23条を第22条とする。

第24条第1項中「その日から10日以内に」を「遅滞なく」に改め、同条第2項中「直ちに」を「遅滞なく、」に改め、同条を第23条とし、同条の次に次の1条を加える。

(行商の変更の届出)

第24条 金属くず行商は、第20条各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定める事項を記載した届出書を変更があった日から14日以内に、公安委員会に提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

2 前項の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が行商の証の記載事項に該当するときは、行商の証の書換えを受けなければならない。

第25条を次のように改める。

(行商における準用規定)

第25条 第11条及び第12条の規定は、金属くず行商について準用する。この場合において、これらの規定中「金属くず商」とあるのは「金属くず行商」と、第12条第1項中「その都度、営業所ごとに」とあるのは「その都度」と、同条第2項中「営業所ごと」とあるのは「住所」と、「営業所において」とあるのは「住所において」と読み替えるものとする。

第26条を削り、第27条中「第3条」を「第3条第1項」に、「第6条第2項若しくは第7条」を「第7条若しくは第9条第2項」に、「更新若しくは再交付」を「再交付若しくは書換え」に、「もの」を「者」に改め、同条を第26条とする。

第28条第1号中「第14条」を「第13条」に改め、同条第2号中「第19条」を「第18条第2項」に改め、同条を第27条とする。

第29条中「第21条」を「第20条」に改め、同条を第28条とする。

第30条第1号中「第6条第3項」を「第6条第2項」に、「第12条」を「第11条第1項若しくは第2項（第25条において準用する場合を含む。）」に、「第13条第1項、第2項若しくは第4項」を「第12条第1項若しくは第2項（第25条において準用する場合を含む。）」に、「第15条第2項若しくは第3項又は第26条」を「又は第14条第2項若しくは第3項」に改め、同条第2号中「第16条」を「第15条」に改め、同条第3号中「第17条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条を第29条とする。

第31条第1号中「第9条」を「第9条第1項」に、「第11条第1項」を「第10条」に、「第22条第3項若しくは第4項」を「第21条第2項若しくは第3項」に、「第24条第1項又は第25条」を「第23条第1項又は第24条第1項」に改め、同条第2号中「第18条」を「第17条」に改め、同条を第30条とする。

第32条中「代理人、使用人その他の従業者」を「代理人等」に、「第28条」を「第27条」に改め、同条を第31条とし、第33条を第32条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

（旧条例許可を受けている者に対する経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の和歌山県金属くず業条例（以下「旧条例」という。）第3条の許可（以下「旧条例許可」という。）を受けている者（旧条例付則第3項の規定により許可を受けた者とみなされた者を含む。）は、改正後の和歌山県金属くず業条例（以下「新条例」という。）第3条第1項の許可を受けた者とみなす。

（旧許可証に関する経過措置）

3 前項の規定により新条例第3条第1項の許可を受けた者とみなされる者（以下「みなし新条例許可者」という。）であって、1の営業所についてのみ旧条例許可を受けていたものについては、当該旧条例許可に係る旧条例第6条第1項の許可証（以下「旧許可証」という。）は、新条例第6条第1項の規定により交付された許可証とみなす。

4 みなし新条例許可者であって、2以上の営業所について旧条例許可を受けていたものは、この条例の施行の日から1年を経過する日までの間に、公安委員会規則で定める書類及びその者の有する当該旧条例許可に係るすべての旧許可証を添付して、公安委員会に新条例第6条第1項の許可証の交付を申請しなければならない。

5 前項の申請があったときは、公安委員会は、当該旧許可証と引換えに、新条例第6条第1項の許可証を交付するものとする。

6 附則第4項の規定により旧許可証が公安委員会に提出されるまでの間は、同項に規定する旧許可証は、新条例第6条第1項の規定により交付された許可証とみなす。

（行商の証に関する経過措置）

7 この条例の施行の際現に交付されている旧条例第22条第1項の行商の証は、新条例第21条第1項の規定により交付された行商の証とみなす。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月7日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第114号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第2第31項第1号中「第59条の2第5項(法第66条第2項において準用する場合を含む。)」を「第59条第5項」に改め、同項第2号中「第59条の2第9項(法第66条第2項において準用する場合を含む。)」を「第59条第9項」に改め、同項第3号中「第59条の2第10項(法第66条第2項において準用する場合を含む。)」を「第59条第10項」に改め、同表第33項第1号を次のように改める。

(1) 法第23条第1項の規定に基づく検定

ア 警備業務の種別(法第18条に規定する種別をいう。以下この号において同じ。)のうち、法第2条第1項第1号に掲げる警備業務に係るものに係る検定(法第23条第1項に規定する検定をいう。以下この号において同じ。) 1件につき 16,000円

イ 警備業務の種別のうち、法第2条第1項第2号に掲げる警備業務に係るものに係る検定(国家公安委員会規則で定める車両その他の機材を用いて行われるものに限る。) 1件につき 14,000円

ウ 警備業務の種別のうち、法第2条第1項第2号に掲げる警備業務に係るものに係る検定(イに規定するものを除く。) 1件につき 13,000円

エ 警備業務の種別のうち、法第2条第1項第3号に掲げる警備業務に係るものに係る検定 1件につき 16,000円

オ 法第23条第4項に規定する合格証明書(以下この号において単に「合格証明書」という。)の交付 1件につき 10,000円

カ 合格証明書の書換え 1件につき 2,200円

キ 合格証明書の再交付 1件につき 2,000円

別表第2第33項第3号中「第4条の2第5項」を「第5条第5項」に、「2,100円」を「2,000円」に改め、同項第4号中「第4条の4第1項」を「第7条第1項」に改め、同項第5号中「第6条第3項」を「第11条第3項」に改め、同項第6号中「第11条の3第2項」を「第22条第2項」に改め、同項第7号中「第11条の3第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に、「1件につき」を「講習1時間につき」に、「37,000円」を「1,200円」に改め、同項第8号中「第11条の3第4項」を「第22条第5項」に、「2,100円」を「2,000円」に改め、同項第9号中「第11条の3第5項」を「第22条第6項」に、「1,900円」を「1,800円」に改め、同項第13号中「第11条の6第3項」を「第42条第3項」に、「第11条の3第5項」を「第22条第6項」に、「1,900円」を「1,800円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第12号中「第11条の6第3項」を「第42条第3項」に、「第11条の3第4項」を「第22条第5項」に、「2,100円」を「2,000円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号中「第11条の6第2項第1号」を「第42条第2項第1号」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号中「第11条の6第2項」を「第42条第2項」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 法第22条第8項の規定に基づく警備員の指導及び教育に関する講習

1件につき 5,000円

別表第3第13項第8号ア(7)中「リまで」を「あまで」に改め、同号ヤ中「複数建築物」を「1団地内の建築物」に、「2である」を「2以下である」に改め、同号ヨ中「2である」を「2以下である」に改め、同号にを同号ぬとし、同号なを同号にとし、同号とを同号なとし、同号てを同号ととし、同号つを同号てとし、同号ちを同号つとし、同号たを同号ちとし、同号そを同号たとし、同号せを同号そとし、同号すを同号せとし、同号しを同号すとし、同号さを同号しとし、同号こを同号さとし、同号けを同号ことし、同号くを同号けとし、同号きを同号くとし、同号かを同号きとし、同号おを同号かとし、同号えを同号おとし、同号うを同号えとし、同号いを同号うとし、同号あを同号いとし、同号いの前に次のように加える。

あ 法第86条の8第1項又は第3項前段の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の認定又は全体計画の変更の認定の申請に対する審査

1件につき 27,000円

別表第3第15項第4号ア中「第3条」を「第3条第1項」に、「8,500円」を「12,000円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「700円」を「1,300円」に改め、同号ウを同号イとし、同号に次のように加える。

ウ 条例第9条第2項の規定に基づく許可証の書換え 1件につき 1,500円

別表第3第15項第5号を次のように改める。

(5) 削除

別表第3第15項に次の1号を加える。

(6) 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条に規定する審査

1件につき 4,700円

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第3第13項第8号及び第15項第5号の改正規定 公布の日
- (2) 別表第2第33項の改正規定及び別表第3第15項に1号を加える改正規定 平成17年11月21日
- (3) 別表第3第15項第4号の改正規定 平成18年1月1日
- (4) 別表第2第31項の改正規定 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第44号)の施行の日

和歌山県公害防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月7日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第115号

和歌山県公害防止条例の一部を改正する条例

和歌山県公害防止条例(昭和46年和歌山県条例第21号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 工場等に関する規制(第17条―第35条)」を
 「第2章 工場等に関する規制(第17条
 第2章の2 石綿に関する規制(第35
 条の2―第35条の8)」
 第2章の2 石綿に関する規制(第35
 条の2―第35条の8)に、「第64条」を「第65条」に改める。

第1条の2中第11項を第13項とし、第10項を第12項とし、第9項を第11項とし、第8項の次に次の2項

を加える。

9 この条例において「石綿含有吹付け材」とは、石綿を含有する吹付け材で規則で定めるものをいう。

10 この条例において「石綿排出等作業」とは、石綿含有吹付け材その他の石綿の粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で規則で定めるもの（以下「特定建築材料」という。）が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する石綿の粉じんが大気の汚染の原因となるもの（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第8項に規定する特定粉じん排出等作業（以下「特定粉じん排出等作業」という。）を除く。）で規則で定めるものをいう。

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 石綿に関する規制

（作業基準の遵守義務）

第35条の2 石綿排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工する者は、当該特定工事における石綿排出等作業について、規則で定める石綿排出等作業の方法に関する基準（以下「作業基準」という。）を遵守しなければならない。

（石綿排出等作業の実施の届出）

第35条の3 特定工事を施工しようとする者は、石綿排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 特定工事の場所
- (3) 石綿排出等作業の種類
- (4) 石綿排出等作業の実施の期間
- (5) 石綿排出等作業の対象となる建築物の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- (6) 石綿排出等作業の方法

2 前項ただし書の場合において、当該石綿排出等作業を伴う特定工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出には、当該石綿排出等作業の対象となる建築物の配置図その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（計画変更命令）

第35条の4 知事は、前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る石綿排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る石綿排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

（作業基準適合命令等）

第35条の5 知事は、特定工事を施工する者が当該特定工事における石綿排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該石綿排出等作業について作業基準に

従うべきことを命じ、又は当該石綿排出等作業の一時停止を命ずることができる。

(注文者の配慮)

第35条の6 特定工事の注文者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(建築物の所有者等の努力義務)

第35条の7 特定建築材料が使用されている建築物の所有者(当該建築物について、所有者が、修繕その他の建築物の機能の維持を含めて、その管理を当該建築物の管理者又は占有者に委ねている場合にあっては、当該管理者又は占有者)は、当該特定建築材料の損傷、劣化等により大気中に石綿の粉じんが排出され、又は飛散するおそれがあるときは、当該石綿の粉じんの排出又は飛散を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の努力義務)

第35条の8 石綿を含む建築材料が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業(石綿排出等作業及び特定粉じん排出等作業を除く。)を行う事業者は、当該作業により大気中に石綿の粉じんが排出され、又は飛散するおそれがあるときは、当該石綿の粉じんの排出又は飛散を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第54条第1項中「又は飛散させている者に」を「若しくは飛散させている者又は特定工事を施工する者に」に、「又は飛散させている施設又は」を「若しくは飛散させている施設若しくは」に改め、「作業の状況」の次に「、石綿排出等作業の状況」を加え、「又は飛散させている者の工場等」を「若しくは飛散させている者の工場等若しくは特定工事の場所」に、「又は飛散させている施設、帳簿書類」を「若しくは飛散させている施設、特定工事に係る建築物、帳簿書類」に改める。

第60条中「第34条」の次に「、第35条の4、第35条の5」を加える。

第61条第1号中「第22条第1項」の次に「、第24条又は第35条の3第1項」を加え、同条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とする。

第64条の次に次の1条を加える。

(過料)

第65条 第35条の3第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現に着手している特定工事に係る改正後の和歌山県公害防止条例(以下「改正後の条例」という。)第35条の3第1項の規定の適用については、同項中「開始の日の14日前までに」とあるのは「終了する日又は平成17年11月14日のいずれか早い日までに」とする。

(見直し)

3 改正後の条例の規定は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)その他の法令により石綿の粉じんに

よる健康被害の防止のための措置が講じられたときは、必要な見直しを行うものとする。

(和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

- 4 和歌山県の事務処理の特例に関する条例(平成11年和歌山県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条の表11の項(4)中「第35条」の次に「、第35条の3第1項及び第2項」を加え、同項(6)中「第34条」の次に「、第35条の4、第35条の5」を加える。